

東北地方太平洋沖地震に伴う自動車登録・検査業務の対応について

〔災害復旧車両等の自動車検査証の有効期間の伸長等〕

・東北地方太平洋沖地震の被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車の自動車検査証の有効期間について、地震発生の日から当面1ヶ月間(4月11日まで)伸長することとします。

なお、有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険(共済)の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すれば良いこととなります。

・限定自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」に基づき、自動車検査証の有効期間と同様に伸長することとします。(対象地域等は後日公示予定)。

*限定自動車検査証とは、継続検査の結果、不合格となった場合に整備を行うことを目的とする場合に限り自動車を運行できるようにするため自動車検査証の代わりに交付するもの。

*保安基準適合証等とは、継続検査時の国への現車提示を省略するために民間車検場が発行する、保安基準適合証及び保安基準適合標章のこと。

〔運輸支局、自動車検査登録事務所等の業務実施状況〕

・宮城支局はこれまで閉鎖していましたが、業務を再開しました。これにより全国の運輸支局、自動車検査登録事務所で業務を実施可能になりました。ただし、宮城支局においては、窓口業務は再開していますが、持込検査については、検査機器等の修復の関係から、3月23日以降、順次業務再開を予定しています。

・また、軽自動車検査協会においては、宮城主管事務所の業務が再開され、全ての事務所・支所で業務が可能になりました。

・なお、計画停電が実施される地域の運輸支局、事務所においては、その時間帯は業務を停止することがあります。

(参考)

以下の運輸支局等管内に使用の本拠を置く自動車については、既に自動車検査証の有効期間を伸長しています。

- ・青森支局、岩手支局、宮城支局、福島支局、関東運輸局管内各支局及び沼津事務所 当面4月11日まで
- ・秋田支局、山形支局及び新潟支局 当面4月16日まで